

# 日本企業支援のあり方に対する意見・要望

2022年11月15日

全豪日本商工会議所連合会

豪州では本年5月に連邦総選挙が実施され、9年ぶりに政権交代が起き、また、新政権の政策実現に向けた新たな予算案が先月発表される等、生活面のみならずビジネス上にも大きな変化がもたらされている。

一方、政権交代後も、アルバニー首相が連邦総選挙直後に日本で開催された日米豪印（クアッド）首脳会合に出席し、また、本年10月には岸田首相が訪豪し「安全保障協力に関する日豪共同宣言」を結ぶなど、日豪間の連携は日を追うごとに強固なものとなっている。

また、コロナウイルスについては依然、予断を許さない状況であるものの、豪州では多くの規制が撤廃され、日本側においても国際的な人の往来を再開し、徐々にではあるがコロナ発生以前の姿に戻りつつある。経済界においても、日豪経済合同委員会会議が3年ぶりに対面で開催される等、日豪のビジネス展開上においても良い情勢にあると思われる。

このような状況を追い風にしつつ、日豪間の更なるビジネス展開の進展を図るにあたり、今後、改善等が必要と考えられる項目について、豪州の日系経済界の総意として、以下のとおり、各商工会議所の意見・要望を申し上げる。

記

## シドニー日本商工会議所

### 【資源・エネルギー政策について】

- ・水素・アンモニアのサプライチェーンについて、輸出を視野に入れた場合の製造面・資金面や、豪州での地産地消案件の実現に向けた製造、需要両面での支援を豪州政府にお願いしたい。
- ・脱炭素化に向けた再生可能エネルギー、水素プロジェクト等が加速する一方で、(QLD州の石炭ロイヤルティ率引上げのような) 既存エネルギー産業の基盤を政府自らが不安定化させるような動きまでもが顕在化している。エネルギー転換は商用化されていない新たな技術開発や膨大なインフラ整備や労働移動の必要から、現実的には数十年単位で徐々に進めるべきものであり、豪州連邦／各州政府には、新エネルギーの開発加速と、既存エネルギーの将来にわたる安定供給を当面の間両立する必要があるとの認識を共にして頂くよう、強く要請したい。また、既存エネルギー産業の資金調達や保険付保が困難となり、経済的に不利な条件を強いられたりしていることについて、政府として問題視し、放置しないとの強い姿勢を表明して頂きたい。
- ・QLD 政府が実施した石炭ロイヤルティ率引き上げの改定は一方的な決定であり、許容されるものではない。他産業、他州で同様の事態が起きないよう連邦政府、州政府へ

の継続的な申し入れをお願いしたい。

- ・豪州炭素クレジット（ACCUs）については、現在、豪州並びに一部大洋州島嶼国のみの制度となっているが、国を跨いだ広範な利用が可能となるよう制度を整備していただきたい。
- ・天然資源輸出に携わる本邦企業にとってセーフガードクレジット・メカニズムの趨勢は重要であり、柔軟な運用を連邦政府へ求めたい。  
輸出型の本邦企業として、豪州の GHG 排出削減に積極的に貢献する努力を継続している中、特に高排出型事業に於いては Baseline がより厳格化し、更に（国際価格と比しても高い）クレジット価格が急騰する事で事業へ大きな影響が出る事を懸念している。国際間ルールやクレジット取引手法を踏まえた産業毎の特性に鑑みた制度設計／運用の実現、排出量算出の手法を含めた豪州炭素クレジット（ACCUs）の信頼性の確保を期待したい。
- ・昨今の電気料金の値上げを受けて、来年度の電気代（鉱山での電気代）が大幅に増加し企業収益に大きな影響がある。日本大使館より、豪州政府に対して、早期企業支援策を実行して欲しい旨の要望をお願いしたい。
- ・世界的な脱炭素の流れに伴う上流開発への投資抑制に、悪天候やウクライナ情勢などの影響を受け、化石燃料、特に石炭については未曾有の価格高騰と供給不安に直面している。経済への影響も顕著になってきている状況下、将来的に二酸化炭素排出ネットゼロへの移行を円滑に行うためにも、当面の間、化石燃料について、市場および供給の安定化は不可欠であり、生産量・供給量の増加につながるような日豪政府のサポートをお願いしたい。

### 【日豪間の往来について】

- ・駐在員のビザ（査証）審査手続きに数ヵ月を要しており、新たな駐在員の赴任時期が遅延する等、事業遂行にも影響が出ている。本年7月には豪州入国に際する規制が全て撤廃されている状況でもあり、早期の改善をお願いしたい。

#### <日本政府への要望事項>

- ・本年10月より、外国人の日本への新規入国にあたって、査証免除措置が再開されたところである。本措置が再開される以前は、旅行者本人が手書きによる申請書を作成する必要があったが、申請段階での記入不備が多発し、ビザの取得の遅延の原因になっていた。  
今般の措置再開は非常に歓迎すべきものであるが、今後、コロナウイルスの再拡大等、何かしらの影響によって本措置が見直される事態も想定されるところであることから、並行して申請のデジタル化を進めるようお願いしたい。

### 【Same job Same pay について】

- ・海外で事業を展開する本邦企業にとって、オーストラリアの外貨獲得／雇用創出に重要な意味を成す輸出型企業の国際競争力強化・維持は重要であると考えている。  
事前の相談や海外に進出する本邦企業の諸事情を鑑みず同施策を導入する事で、投資

先としての豪州に魅力が劣後する、ひいてはオーストラリアの国際競争力がそがれる事を懸念。このような観点の下、本制度の導入に際しては慎重な検討をいただき、突然制度が導入される事の無い様に頂き度い。

## メルボルン日本商工会議所

- ・クイーンズランド州石炭ロイヤルティ引上げ問題、及び東海岸での LNG 輸出制限 (ADGSM) 発動可能性に直面する中、連邦・州政府に対して大使に懸念をご表明頂く等、日本企業、ひいては日本のエネルギー安定調達に向けた大使館の多大なるご支援とご尽力に感謝申し上げます。

加えて、斯様な緊急重大案件のみならず、日頃より在豪日系企業の声に耳を傾け、大所高所からのご助言を頂けることは、当地にてビジネスを遂行していく上で大変有り難いものと強く感謝する次第である。また、大使のソーシャルネットワークによる情報発信も、民間ではリーチが容易ではないターゲットへの効果的な情報発信となっており、民間活動へ多大なる側面支援を頂いていると認識している。今後も、官民での密な連携によるご支援を賜れますと大変有難い。その観点から、以下の項目について要望を申し上げます。

### 【化学品輸入について】

- ・NICNAS から AICIS に移行するにあたり、NICNAS 下では認められていた 100kg 以下のリスクのない新規化学物質に適用される免除が廃止された。

<https://www.industrialchemicals.gov.au/transition-from-nicnas-to-aicis>

製薬会社、化学品メーカー等においては、試験的に日本の製品をオーストラリアに持ち込むケースもあり、AICIS においても年間 100kg の免除制度を設置いただきたい。

### 【ビザ発給について】

- ・ビザの処理時間はここ数か月で改善されてはいるものの（サブクラス 482 ビザ- 海外からの駐在員、または現地法人への就職等、雇用主によりスポンサーされ、就労することを目的としたビザの場合、現状、平均で約 8 週間）、Pre-COVID-19 下では優良スポンサーは申請から認可まで約 1 週間だったことに鑑み、更なるプロセスの迅速化を期待する。必要なスキルを備えた専門家や経営陣を、本社を始めとする諸外国から派遣する必要のある外資企業（日本企業）にとり、スムーズ、且つタイムリーな人員派遣と人員交替は投資誘致や競争力維持の観点において極めて重要であると共に、ビザの発給遅延は事業遂行遅延やプロジェクトの立ち上げ遅延等を通じて結果的にオーストラリア経済へ悪影響を齎し得る事を懸念。

- ・サブクラス 482 ビザ保有の出向社員が帰任する場合、雇用主は事象発生から 28 日以内にビザ保有者の離職と帰任を移民局（内務省 (Department of Home Affairs) 内部組織）へ通知する事が求められており、この規定に違反した場合、スポンサーシップの取消や一時停止等の罰則が課される。一方、ビザの解約可否は一義的に内務省の判断に委ねら

れており、通知後、当該ビザが最終的に解約となるタイミングについては事前に明確には見通せないのが実情。従って、例えば学期末、あるいは学年末までの期間だけ、滞在を延長する場合でも、合法的に継続して滞在するには、サブクラス 482 ビザの失効を待たずに、学生ビザへの切替手続きが必然となる。係る状況下、駐在員のみが帰任し、当該駐在員の家族は当国に残る場合（例：子息の学業対応）、ビザ切り替えの追加的なコスト（時間、費用）が発生。については、サブクラス 482 ビザ保有者が離任するも、当該駐在員が親会社との雇用を維持する場合は、残留する家族は一定期間合法的に豪州に滞在延長できる特例などを設けて頂けるようお願いしたい。

[Sponsorship obligations for Standard business \(homeaffairs.gov.au\)](https://www.homeaffairs.gov.au/sponsorship-obligations-for-standard-business)

- ・日本の警察証明書（犯罪経歴証明書）発行に関するシステムの見直しをお願いしたい。他国が手続きのデジタル化、発行までのプロセスの迅速化を進める中、日本の警察証明書の取得に要する期間は著しく長い。在外大使館、領事館で採取された指紋が日本へ送付されてから証明書が発行されるシステムである事も背景の一つかと推測するが、同じく指紋採取を必要とする FBI の無犯罪証明書の発行はデジタル化され、発行までの期間が大幅に短縮されている。また、先月、オーストラリア連邦警察の無犯罪証明書もメールにて発行される形となり、発行までにかかる時間が大幅に短縮されている。日本の警察証明書発行プロセスに付いても、デジタル化を通じたプロセスの短縮化と迅速化をお願いしたい。

## 【投資等について】

- ・当国における日本企業の共存共栄と更なる発展、オーストラリア産業の発展、並びに経済活動を通じた日豪関係の維持・強化の実現に向け、日本裨益を安全に維持すると共に、更なる日本企業による投資の呼び込みが肝要。就いては、①オーストラリア経済界、特にオーストラリアにとって外貨獲得の最も重要なツールの一つである輸出産業の国際競争力維持・強化、および②潜在的投資案件の実現を図るべく、現在連邦政府が検討する以下二点の政策に関し、引き続きのご支援をお願いしたい。

### 1. Same Job Same Pay policy

本ポリシーの導入により、投資先としての豪州の魅力が劣後する事を懸念すると共に、相対的にオーストラリア製品の国際競争力が削がれる事を懸念。

### 2. Safeguard Mechanism

天然資源輸出に係る国際競争力維持を念頭に、柔軟な運用体制の導入を連邦政府へ求めたい。日本企業として、豪州の GHG 排出削減目標の達成に積極的に貢献していくと同時に、①外貨獲得ツールである輸出産業等、産業毎の特性に鑑みた運用の実現、②ACCU 信頼性の確保、並びに③ACCU を代替・補強する海外カーボンクレジットの早期導入を期待する。

- ・外国企業による住宅開発向け不動産の取得時に課される VIC 州の Foreign Purchaser's Additional Duty (FPAD) について、現状は**案件ごと**に FPAD 免除の申請を行う必要があり、行政側の判断を得るのに申請から 2～3 ヶ月を要する。FPAD は新規不動産開発案件への投資判断に与える影響が大きいいため、新規案件の検討時に、迅速に FPAD 免除を確認できることが望ましい。審査期間の短縮や、案件ごとではなく**企業単位等での免除**についてご検討いただきたい。また、他州でも類似の税制度があるため、同様のご検討をお願いしたい。

[Foreign purchasers of property | State Revenue Office \(sro.vic.gov.au\)](https://www.sro.vic.gov.au/foreign-purchasers-of-property)

## 【税務について】

- ・特に事務負担の大きい税務分野の以下事項につき、より効率的、且つ、実用的な運用へ改善するよう大使館のサポートをお願いしたい。

### 1. ハイブリッドミスマッチルール

複数国間における税務上の取扱い差異（ハイブリッド・ミスマッチ）を背景に、当国にて税務上控除扱いの支払いが海外にて非課税、又は低税率での課税対象となる場合、当国納税者は係るハイブリッド・ミスマッチに関わる申告義務が課せられているが、本ルール順守に要する事務負担が大きく、より現実的かつ実用的なルールに変更されることを期待したい。

### 2. 税務ガバナンス

近年、ATO は取締役会の承認手続を含む社内プロセス等、税務ガバナンスの観点からのレビューも強化しており、調査対応に係る事務負担が大きくなっている。就いては、同負担軽減に繋がる調査要領の導入に向けた働き掛けをお願いしたい。

- ・従業員のインセンティブの一部として株式配当をする場合、配当に対する Franking Credit には Exempting Entity Rules が定められており、外国企業が 95%以上のシェアを持つ豪州企業からの配当の受取人（含、豪州国民）は、当該ルールにより Franking Credit を利用することができない。豪州国内の企業が豪州国民を配当の受取人とする場合、親会社が外国企業であることで Franking Credit を利用する権利を奪うことに合理的な理由があるとは思えないため、当ルールの改定または廃止をお願いしたい。

<https://www.ato.gov.au/Business/Imputation/Integrity-rules/Franking-credit-trading/>

## 【政府関連機関の紹介について】

- ・各社、各業界、各州ごとに、個別に活発な協力、連携がなされているものの、日豪でより活発な協力、連携を推進していくためにも、業界、州を超えた全豪日本商工会議所連合会の活動が重要と考える。また、各団体がリードする活動や情報を一元管理して発信していく事も効果があると考え。政府におかれては、全豪日本商工会議所連合会の活動を一層支援いただくとともに、連邦・州政府閣僚級・事務次官級とのネットワーキング機会を大使館主導で増やしていただくなど、官民での協力、連携を推進していただきたい。

### 【ビザ発給について】

- ・新任駐在員のビザ発給について全般的に遅れが見られる。コロナ前水準に戻るよう豪州内務省はじめ関係省庁に働きかけて頂きたい。

### 【補足/背景】

- ・移民局もバックログがあることを公表しており、その解消に向け追加人員を投入している模様だが、未だ、発給までに要する時間において未だコロナ前の水準には戻っていない。
- ・例として、TSS (Subclass 482) の発給は、コロナ前は約一週間で取得できていたが、優先対象となる Accredited Sponsor の場合でも TSS (Subclass 482) の発給に 1～2 か月を要している。スポンサー企業が Accredited Sponsor 認定されているかどうかはケースバイケースのため全ての日本企業には当てはまらないが、Accredited Sponsor は小規模事務所では豪州スタッフ雇用条件満たせない（例えば 75%はローカルスタッフ等諸条件あり）、ほとんどの場合は Accredited Sponsor とならない可能性が高い。その場合、優先対象ではないので、発給までに相当の長期間を要していると推察される。
- ・他の例として、若手駐在員向けに利用されることのある研修生ビザ (407 ビザ) は、コロナ後は優先対象から外されており、発給までの時間が読めない状況。発給までに 8～9 か月間を要した例もあり、実質ビジネス用途には利用できない状況にある。

### 【日豪間の往来について/コロナ対策】

- ・日本入国時における、陰性証明書の提示撤廃（2回以下接種者も通常入国プロセスに戻す）を求める。

### 【投資環境について】

- ・日本国のエネルギーセキュリティーに資する LNG プロジェクトに関しては、日本政府や豪政府との連携を通じた各種情報のフィードバックやサポートを大使館並びにパース総領事館より頂いており、大変感謝している。官民連携の下、豪州における日本国のエネルギー資源の安定確保を継続・追加実現すべく、引き続き各種支援・協力をお願いする。
- ・支援・協力関係促進のための具体的提案として、個社毎の面談・相談に加え、日系企業と大使館・領事館の間で、テーマ毎（例えば、石油・ガス、新エネルギー等のテーマを設定した上で）の情報交換や懇談の機会を設けることをご検討頂きたい。
- ・本邦企業の豪州内投資に対する FIRB (Foreign Investment Review Board) 許可の迅速化に向けた連邦政府への働きかけ（具体例がない点は申し訳ないが、個別ビジネスの守秘義務に抵触するため非開示にてお願いしたい）。

- ・脱炭素の移行期であることを踏まえ、実行可能で地に足のついた投資を日本企業が行えるよう、連邦政府に以下の点を働きかけて頂きたい。
  - a) 実需が伴っておらず経済性確保が困難なブルー/グリーンエネルギー関連への補助金の充実化
  - b) CO2削減に向けた有効手段である CCS に関し、現連邦政府からの支援体制、方針が明確でない。明確化と支援確立を日本政府、大使館より働きかけて頂きたい。支援がない場合は、日本企業によるエネルギー開発投資の経済性が悪化し、豪州におけるビジネス継続に困難が生じる可能性がある。
  - c) 資源投資企業に対する増税を安易に行わないことを連邦並びに州政府に働きかけて頂きたい。関連する日本企業群へのダメージが大きい。
  - d) LNG 輸出規制については、本年9月は回避されたものの、引き続き慎重に検討頂きたい。

## **ブリスベン日本商工会議所**

### **【カーボン・クレジットについて】**

- ・2022年12月にセーフガードメカニズムの改正案が発表され、23年7月からの実施される予定となっている。

労働党政権に代り2030年の削減目標では、施工が43%削減に引き上げられたことから、ベースラインの引き下げ方法が注目されている。

豪カーボン・クレジット市場が成長段階にある中、ベースラインの急激な引き下げは、カーボン・クレジット市場高騰を招き、既存産業にも大きな負担になることから、十分に既存産業に配慮した改正になるよう働きかけをお願いしたい。

### **【資源関連事業への増税について】**

- ・2022年6月に発表された石炭ロイヤリティの超大幅引き上げについては、山上大使をはじめ大使館・総領事館から迅速に問題を指摘する声を上げていただき、この問題を業界を超えて広く認識してもらうことが出来た。

また、日本企業が州政府や野党幹部と直接面談し、意見する機会に繋げていただいたことに非常に感謝している。

しかしながらQLD政府は当該制度の修正や緩和の姿勢を見せておらず、反対運動は長期戦を覚悟せざるを得ない状況である。JCCIBとして州政府と対話を継続する所存であり、引き続き我々日本企業をサポート頂きたい。

### **【連邦政府/QLD州政府について】**

- ・今回石炭ロイヤリティの変更をはじめ、MEROLA法 (Mineral and Energy Resources and

Other Legislation Amendment Act) や EPOLA 法 (Environmental Protection and Other Legislation Amendment Bill 2022) 制定について、州政府は業界との十分な話し合いを行わないまま進めた経緯がある。また最近発表された Energy and Jobs Plan2022 で言及された揚水発電所の一部対象地域にも、事前説明がなく混乱が発生している。この州政府の政策決定への透明性が欠ける姿勢は、ソブリンリスクを高め投資を難しくする。引き続き政府へ改善を働きかけていただきたい。

- ・資源・エネルギー産業に影響を与える政策に関し、連邦レベルの動き（例：Safeguard Mechanism 厳格化/Same Job Same Pay 法案/EPBC Act 改訂/Environmental Protection Agency 等）に加え、QLD 州政府レベルの動向（例：ロイヤリティ/EPOLA Act や州レベルでの EPA 設置等）についても、次期 QLD 州選挙（24 年 10 月）を見据えながら、引き続きの情報提供・政府関係者とのエンゲージメントをお願いしたい。

## ゴールドコースト日本商工会議所

### 【日豪の往来について】

- ・ポストコロナを見据えて、日豪間における旅行者の行き来を活発化させる施策を策定し実行にむけて各方面とご調整頂きたい。「オーストラリアへの日本人訪問者数を 2020 年までに 70 万人まで引き上げることを目標」とした覚え書き (MOU) と同様な施策を復活させて頂きたい。2016 年 9 月 21 日にオーストラリア政府観光局 (TA) と日本旅行業協会 (JATA) で交わされた覚え書き (MOU) は一定の効果があったと考える。日本主要市場、および各地で豪州のイベントなどを開催して頂きたい。
- ・「オーストラリアへの日本人訪問者数を 2020 年までに 70 万人まで引き上げることを目標」とした覚え書き (MOU) と同様な施策を復活させて頂きたい。2016 年 9 月 21 日にオーストラリア政府観光局 (TA) と日本旅行業協会 (JATA) で交わされた覚え書き (MOU) は一定の効果があったと考える。日本主要市場、および各地で豪州のイベントなどを開催して頂きたい。
- ・「ゴールドコーストと日本の間において豪日旅行者の往来の活性化をはかるべく、定期的にジャパン・プロモーションイベント等の開催して頂きたい。現在、ブリスベンー羽田、ゴールドコーストー成田の直行便があるが、そのルートの活性化及び、他の航空会社（日系の航空会社）の乗り入れによる増便(特に日本ーゴールドコースト間)の環境作りなどに企画面、経済的な面でご支援頂きたい。

### 【外国人による不動産取得について】

- ・外国人が不動産取得する際の FIRB 申請費、及び空室費（ペナルティー）の日豪間協定新築住宅の買手を担う外国人（つまり豪州国内では住宅供給が増加）に対する FIRB に支払う不動産取得申請費が 7 月 1 日より一気に 2 倍に増加。また住居不動産空室税

の適用範囲が地域の事情を反映されていない。日本人（企業）の投資欲を削ぐ結果になりかねない。日豪間において特別な協定の締結などを検討して頂きたい。

## **アデレード日本商工会議所**

### **【アデレード総領事館の設置について】**

- ・コロナ禍の落ち着きと円安に伴ってオーストラリアから日本への旅行者数が大きく増加している。また、マリノウスカス SA 州首相が武井俊輔外務副大臣と会談し、脱炭素に向けたグリーン水素事業を中心に南オーストラリア州と日本との連携強化を示されるなど SA 州と日本との結びつきは日に日に高まっている。

このような背景から SA 州における政治経済情報の収集や日本国のプレゼンス向上など総領事館の役割は非常に重要になってきているが、残念ながら南オーストラリア州には日本国総領事館が設置されていない。

現在年に 3 回程度アデレードにおいて一日総領事館を開催していただいているが、SA 州における日本ブランドの更なるプレゼンス向上のためにもアデレードへの総領事館の設置は重要課題であると認識している。

### **【日本直行便の就航について】**

- ・総領事館の設置の要望の部分で申し上げた通り、観光、ビジネス、物流の面において日本と SA 州間の往来は増加して来ている。今後さらにこれらを発展させるためにも日本とアデレードを結ぶ直行便の就航を各航空会社へ働きかけて頂きたい。
- シドニーやメルボルンから東京圏への直行便はすでに就航しているため、関西や福岡など特色のある路線の就航も視野に入ると思われる。

### **【エネルギー政策について】**

- ・2021 年 12 月 3 日に労働党は新しいエネルギー政策「Powering Australia」を発表し、続いて本年の 9 月に本政策をベースにした気候変動法案が可決した。本法案はオーストラリアの GHG 排出削減目標 43%を定めると共に、2030 年までに再生エネルギー由来の電力を 82%とするなど、気候変動の対策をより一層前進させる野心的なものとなっている。一方で、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発したエネルギー価格の高騰や世界的なインフレにより企業の事業環境は悪化している。サステナビリティの観点から前記政策の重要性は認識しているが、エネルギーコストの上昇を企業活動や日常生活に悪影響を及ぼさない範囲で進めていただけるよう働きかけをお願いしたい。
- ・エネルギー価格は今後も高騰することが予想され、現在連邦政府が検討中のエネルギー価格上限の設定などに向けて働きかけをお願いしたい。
- ・水素開発や再生可能エネルギーに関連した連邦政府や州政府の助成金プログラムには様々なものが再生可能エネルギー庁（ARENA）とクリーンエネルギー金融公庫（CEFC）などによって運営されているが、日系企業がより参入しやすくなるようなインセンティブや設備投資に対するサポートが導入されるようご支援をいただきたい。

- ・オーストラリアにおけるプラグインハイブリッドを含む EV の販売シェアは世界平均と比べるとまだまだ低い。これらの車種に対して各州にはインセンティブが設定されている。今後、より普及を後押しするためには労働党政権が進める EV 等に対するフリッジベネフィット税や輸入関税を免除する法案が可決されることや、充電ステーション等のインフラ整備が必要となる。豪州における日系企業のプレゼンスを向上させるためにもこれらの点について是非ご支援をいただきたい。